Ｒ８霞ヶ浦河川事務所新聞掲載業務［企画競争入札方式］
企画提案を特定するための基準

評価項目	評価の着目点		判断基準	高度な企画立案を要する業務
企業の経験及び能力	業務実績	【選択項目】 企業の過去１０年間の 同種又は類似業務の	下記に該当する場合は特定しない。 ・業務実績がない	数値化しない
配置予定技術者（主たる担当者）の経験及び能力	業務経験	配置予定技術者 （主たる担当者） の過去１０年間の	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③業務実績が無い場合は特定しない。	①２０．０ ②１０．０ ③特定しない
	専任性	手持ち 業務量	配置予定技術者（主たる担当者）の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が５億円以上または１０件以上の場合は特定しない。	数値化しない
当該業務の実施体制	業務実施体制の妥当性		下記に該当する場合は特定しない。 ・再委託の内容が主たる部分の場合。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然な場合。	数値化しない
業務実施方針及び手法	業務理解度		目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	８．０
	実施手順		業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	８．０
	工程表		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	８．０
	その他		有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	８．０
			なお、業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は特定しない。	数値化しない
特定テーマに対する提案	特定テーマ	的確性	・必要なｷｰﾜｰﾄﾞ（着眼点、問題点、解決方法等）が記述されている場合に優位に評価する。	１６．０
		実現性	・提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	１６．０
		独創性	・これまでの知見に基づく前例のない提案がある場合に優位に評価する。	１６．０
参考見積	業務コストの妥当性		提示した業務規模と大きくかけ離れているか、又は提案内容に対して見積もりが不適切な場合には特定しない。	数値化しない
Ｗ・Ｌ・Ｂ等の推進に関する指標についての適合状況	【必須項目】 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定等の状況		複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。 (1)女性活躍推進法に基づく、えるぼし認定企業 ①プラチナえるぼし ②えるぼし３段階目（※１） ③えるぼし２段階目（※１）※１　認定基準のうち、「労働時間等の働き方」の ④えるぼし１段階目（※１）　　基準を満たしていること。 (2)女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。） ⑤行動計画 (3)次世代育成支援対策推進法に基づく、くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業 ⑥プラチナくるみん認定 ⑦くるみん認定（令和7年4月1日以後の基準） ⑧くるみん認定(平成29年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ⑨トライくるみん認定（令和4年4月1日以後の基準） ⑩くるみん認定（平成29年３月31日までの基準） (4)次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和7年4月1日以後に策定又は変更した企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。 ⑪行動計画 (5)若者雇用促進法に基づく、ユースエール認定企業 ⑫ユースエール認定	 ①5．０ ②4．０ ③3．０ ④2．０ ⑤1．０ ⑥5．０ ⑦4．０ ⑧3．０ ⑨3．０ ⑩2．０ ⑪1．０ ⑫4．０

●同種業務　：　公共事業のうち河川事業に関する広報で、掲載内容の企画立案を行い、新聞広告の紙面を作成し掲載を実施した業務

●類似業務　：　公共事業のうち広報で、掲載内容の企画立案を行い、新聞広告の紙面を作成し掲載を実施した業務

■特定テーマ　：　新聞広告において、霞ヶ浦流域の減災対策・流域治水の取組みについて、幅広い世代に理解していただき、防災意識を高める工夫に

企画競争方式における特定結果書

1．業務名　R8霞ヶ浦河川事務所新聞掲載業務
2．所属（事務所）名　霞ヶ浦河川事務所
3．発注方式　企画競争方式
4．企画提案書の提出要請日　令和8年6月18日（木）
5．公示日　令和8年5月29日（金）
6．特定通知日　令和8年7月21日（火）

企画提案書提出者	特定の有無	特定されなかった理由
株式会社　茨城新聞社	○	
B社	×	企画提案を特定するための評価基準に基づき評価した結果、総合的に他社が優位であると判断したため。 具体的には、評価の着目点のうち、「業務実施方針及び手法」における「業務理解度」「その他」、「特定テーマに対する提案」における「実現性」、「W・L・B等の推進に関する指標についての適合状況」における「ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定等の状況」において他社が優位であると判断したため。

[標準様式2(例)](役務の提供等の場合)

別紙－2－2

企画競争評価表

1. 業務名　R8霞ヶ浦河川事務所新聞掲載業務
2. 所属(事務所)名　霞ヶ浦河川事務所
3. 発注方式　企画競争方式
4. 企画提案書の提出要請日　令和8年6月18日(木)
5. 特定通知日　令和8年7月21日(火)

評価項目	評価の着目点		評価の配点	1 **株式会社茨城新聞社** 配点	2 **B社** 配点
配置予定技術者(主たる担当者)の経験及び能力	業務経験	過去10年間の同種又は類似業務の業務実績	20	20	20
	専任性	手持ち業務量	数値化しない	適合	適合
当該業務の実施体制	業務実施体制の妥当性		数値化しない	適合	適合
業務実施方針及び手法(実施方針・実施フロー・工程表・その他)	業務理解度	目的、条件、内容の理解	8	4	0
	実施手順	実施手順の妥当性	8	4	4
	工程表	業務量把握の妥当性	8	4	4
	その他	重要事項の指摘	8	6	2
特定テーマに対する提案	特定テーマ	的確性	16	12	12
		実現性	16	12	8
		独創性	16	0	0
参考見積	業務コストの妥当性		数値化しない	適合	適合
W・L・B等の推進に関する指標についての適合状況		ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令に基づく認定等の状況	5	4	0
計			105	66	50